

領置物件の還付について

公示第18号

領置物件について、関税法第134条第2項の規定により公告する。
なお、公告の日から6月を経過しても返還の請求がないときは、同法第134条第3項の規定により当該物件は国庫に帰属する。

令和7年12月15日

中部空港税関支署長 松古 和三



整理 番号	品 名	数 量	領 置		所 持 者		備 考
			年 月 日	場 所	住 所	氏 名	
1	日本製紙巻たばこ CASTER	200本	R7.11.6	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	
	外国製紙巻タバコ DUNHILL	400本					
	紙袋	2枚					
2	外国製紙巻タバコ 黄鶴楼	400本	R7.11.19	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	
	香水 CHANEL	1点					
	レシート	1枚					
	袋 セントレア免税袋	1枚					

当該物件にお心当たりのある方は、中部空港税関支署 総括第1部門 電話0569-38-7610 までご連絡下さい。